

スウェーデン（SWEDEN）

面積：450,295 km² 人口：909 万人 (2011年)

I スポーツ政策の基本制度

1. 歴史的背景、今後の動向および現状

(1) スポーツ政策の歴史的背景および今後の動向

スウェーデンは福祉国家として世界のトップ水準に位置付けられる。その内容の一端をみると、公的保育、育児休業、義務教育、高校・大学の授業料の無料化、医療費の無料化などがある。さらに労働条件の高い保証もあり、高い税率の一方で、高い福祉が実現されている。

スウェーデンの政策は国、企業、労働組合間での協議と合意が基本であり、それぞれは他者の自主性を尊重する。こうした基本姿勢はすべての分野に貫徹し、スポーツ政策の策定においても国（文化省）とスウェーデン・スポーツ連合（Sveriges Riksidrottsförbund : RF）、そして同連合と傘下の各競技団体との関係、そして競技団体内での個別クラブとの関係など、すべてのレベルでの関係が、信頼関係を前提としている。

こうした中で、スポーツはそれ自体が福祉の1つとして、さらに福祉国家の最重点政策である国民の健康促進や社会的平等の保証、青少年の健全育成政策の推進手段として重視されている。女性の社会参加も高く、母親の80%が働いている。女性の管理職割合40%を目指すことをガイドラインとしており、国営企業では51%、地方自治体では52%となっているが、民間企業についてはまだ20%（日本では30人以上の民間企業で5%）である。

スポーツ政策は福祉国家政策の一環に位置付けられ、大きな国家的施策の一部となっている。従来は「援助非介入」が相対的には強く保証されてきたが、近年、政策実施に対する費用対効果が注目されるようになってきたこともあり、行政による援助の評価や、政策の重点配分も強まり、「介入」の傾向は強まっている。この点でスポーツ団体の「自治」と行政側の「介入」とのバランスのあり方が、今後の大きな課題である。

北欧の冬季は日照時間が極端に短くなり、放置すれば国民の運動不足は深刻になる。それ故に国家のスポーツ政策は国民の健康維持、ストレスの発散、人間関係の高揚などのために必須である。

人口規模が1,000万人以下であり、国民の諸組織への組織率とボランティア活動への関心は高い。また、歴史的には貧しい農業国家であったが故に、地域の連帯感の強さが現在の福祉国家の根底の思想となっている。

(2) 国民のスポーツ参加動向

1) スポーツ実施状況

スウェーデン・スポーツ連合が政府中央統計局の協力のもと、7～70歳の国民を対象に毎年実施している調査によると、1回20分以上の運動・スポーツを週1回以上実施している人は、77%と全体の3/4を占めている。週3回以上も46%となっており、スウェーデン人の運動・スポーツ実施率が世界的にみても高いレベルであることがわかる（図表S-1）。

図表S-1 スウェーデンの運動・スポーツ実施率の推移（1998～2008）

	(%)										
	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
週5回以上								16	16	18	19
週3～4回								30	29	27	27
週3回以上	37	38	38	41	42	43	48	46	45	45	46
週1～2回	34	35	36	33	31	34	31	29	30	29	31
月1～3回	8	8	7	7	8	7	6	9	10	8	8
ほとんどしない	8	8	7	7	8	6	6	6	6	8	5
実施しない	13	11	12	12	11	11	9	11	9	10	10

※1回20分以上の運動・スポーツ実施率（7～70歳）

出典：スウェーデン・スポーツ連合資料（Svenska folkets tävling- och motionsvanor, Förändring av andelen motionsutövare 1998-2008）

実施した運動・スポーツについてみると、散歩・ウォーキングが約395万人と最も実施者が多く、以下、筋力トレーニング（約149万人）、ランニング・ジョギング（約140万人）などの順となっている（図表S-2）。

図表S-2 種目別運動・スポーツ実施人口（上位10種目：2008）

順位	種目	実施者数(人)
1	散歩・ウォーキング	3,945,000
2	筋力トレーニング	1,493,000
3	ランニング・ジョギング	1,397,000
4	体操	1,293,000
5	サイクリング	1,124,000
6	水泳	712,000
7	競歩	648,000
8	サッカー	598,000
9	エアロビクス・エアロバイク	595,000
10	ダンス	528,000

※1ヵ月1回以上の実施者数

出典：スウェーデン・スポーツ連合資料（Svenska folkets tävling- och motionsvanor, Motionsaktiviteter fördelat på kön och totalt）

競技スポーツ人口は、サッカーが約 61 万人と最も多く、以下、体操（約 32 万人）、ゴルフ（約 28 万人）、フロアボール（約 27 万人）などが続く（図表 S-3）。

図表 S-3 競技スポーツ人口（上位 10 種目：2009）

順位	種目	登録者数(人)
1	サッカー	610,207
2	体操	315,173
3	ゴルフ	283,440
4	フロアボール（室内バンディ）	267,107
5	陸上競技	235,847
6	アイスホッケー	201,313
7	乗馬	198,440
8	格闘技	196,520
9	射撃	191,427
10	ハンドボール	181,827

出典：スウェーデン・スポーツ連合資料（Svenska folkets tävling-och motionsvanor, De populäraste tävlingsidrotterna är）

国民のスポーツ観戦者数をみると、サッカーが約 170 万人で最も多く、以下アイスホッケー（約 135 万人）、フロアボール（約 60 万人）、乗馬（約 50 万人）の順となっている。人口比でみるとスウェーデン人のスポーツ観戦率の高さが伺える。

2) スポーツクラブ加入状況

300 万人以上のスウェーデン人が競技者、愛好者、指導者、トレーナー、支援者など、さまざまな形でスポーツクラブに所属している。2008 年の 16~84 歳の全人口に占めるスポーツクラブの加入率は 31.1% で、労働組合（80.3%）、年金組合（41.5%）に次いで 3 番目に高い。スウェーデンには国内統括団体等の傘下の 2 万クラブに加え、7,000 の企業スポーツクラブがある。いずれのクラブも、スウェーデン・スポーツ連合に加盟している。登録クラブを種別にみると、サッカークラブが約 3,300 と群を抜いて多いほか、スキー、体操、フロアボール、陸上競技も 1,000 以上のクラブがある。

スウェーデンのスポーツクラブは 1968 年からの 30 年間で、会員数が 220 万人から 300 万人へ、クラブ数が 1 万 2,600 クラブから 2 万 2,000 クラブへと拡大した。

2. 国内のスポーツ担当機関

(1) 中央組織

1) 文化省 (Ministry of Culture)

スウェーデンのスポーツの所管は文化省 (Ministry of Culture) である。文化省には文化・スポーツ大臣 (Minister for Culture and Sport) がおり、文化、メディアそしてスポーツを統括している。スポーツ部門は職員が 3 人で、文化省の中で最も小さい部門である。

スポーツ行政に関連する省庁は文化省が中心であるが、学校スポーツを所管する教育・研究省、たばこ、ドラッグ、アルコール、健康などに関しては社会保健省、野外活動施設などでは環境省と連携しながらスポーツ政策を展開している。

文化省のスポーツ行政の執行は「スウェーデン・スポーツ連合へのマネジメント情報提供に関する法律」(1995) によって、同連合への権限委譲が行われている。この法律を受けて、文化省では「スポーツ活動への政府による助成に関する規定」(1999) を設けて、同連合に加盟している団体に対する政府からの助成を配分し、また決算報告などの義務を規定している。

国の役割は、同連合を通じた各競技団体 (70 団体、2 万クラブ、会員 300 万人) への援助が中心である。地域スポーツの振興は自治体のもとで行われる。従って、地域のスポーツクラブは国と地方自治体の両方から支援を受けている。政府にとって重要なことは、スポーツ・フォー・オール (生涯スポーツ) 運動の推進とスポーツ組織の自治の保証の 2 点である。

財政についてみると、ノルウェーやデンマークが政府系ギャンブルの収益金を充てているのと同様、スウェーデンも近年は宝くじやサッカーユニオンなど、国内の賭博等の収益からの補助率が増大している。2009 年度からその収益金からの直接的補助ではなく、一度国庫に納入された後に補助される体制に変わった。援助額は増えたが、どのように使用するかという点での自由度は減少しているともいわれる。

国は 10 年ほど前から子どもと青少年のスポーツ普及政策、移民の女子への重点政策などを推進している。これはそれだけ国家水準での重要性、緊急性が高い課題だからである。しかし大半の政策は、エリートスポーツもスポーツ・フォー・オールも含めて、同連合やその傘下の各競技団体や地方自治体の政策に財政援助しながら、それ以上の介入は控えている。これは政府が競技団体と自治体を信頼し、競技団体や自治体もそうした力量を有しているからといえる。

長い間、同連合には政府から代表が入り、補助金や政策に関して緩い「監視」を行ってきた。それは一定の成果をあげていたが、1990 年代後半からは同連合の自由活動の推進のために代表派遣を止めた。そして補助の使用内容の大枠は政府（議会）が指示をするが、組織の自由に任せている。一方で競技力向上や前述の政策など、政府のイニシアチブによる政策も増えている。

(2) 地方組織

国のもとに 20 県 (州 county, region) があり、そのもとに 290 市町村 (municipality) がある。スウェーデンの地方自治体は国からの独立性、自治性が高く、スウェーデンの市町村は独自な市民税制度があり、比較的豊かである。国の県レベルへの補助は希であり、市町村レベルが大半である。

市町村のスポーツ政策を規定する法令はないがその位置付けは高く、大きな予算が投入されている。市町村のスポーツ部門は「文化とスポーツ部」「レジャー部」など多様である。各部署には人口 3,000 人あたり 5~10 人程度スタッフがおり、自治体がスポーツ政策に力を入れていることがわかる。

地域スポーツの振興は自治体に委ねられており、スポーツ政策は自治体とスポーツ連盟との協議会で策定される。自治体間で格差がみられるが、その政策の内容はおおむね、施設整備、指導者養成、活動促進などである。全国のスポーツ施設のおよそ 7 割は自治体が所有しており、その他は企業やクラブ等の施設となっている。

自治体から地域のスポーツクラブに対しては、クラブの会員数や子どもの参加人数に応じて補助金

が支給されるほか、施設建設・補修などへの補助もある。それはクラブ収入の約30%を占める。

国所有のスポーツ施設がない分、自治体の決定権が大きく、自治体は独自の施設建設を行う。都市部近郊の小さな自治体では、合同で施設建設をすることもまれにみられる。

3. スポーツ関連法

スウェーデンでは、福祉国家を規定する国民のさまざまな諸権利に関わる法律、社会保障関連法がスポーツにも側面から関連している。

(1) スウェーデン・スポーツ連合へのマネジメント情報提供に関する法律

文化省のスポーツ行政は「スウェーデン・スポーツ連合へのマネジメント情報提供に関する法律」(Lag (1995:361) om överlämning av förvaltningsuppgifter till Sveriges Riksidrottsförbund、1995)によって、同連合への権限委譲が行われている。この法律を受けて、文化省では「スポーツ活動への政府による助成に関する規定」(Förordning (1999:1177) om statsbidrag till idrottsverksamhet、1999)を設けて、同連合に加盟している団体に対する政府からの助成を配分し、また決算報告などの義務を規定している。また、同連合や傘下の競技団体が不正や犯罪行為を犯したり、正確な情報や書類を提出しない場合には、賠償請求や補助の中止などの罰則もある。

政府が同連合に権限委譲している活動対象は以下のとおりである。

- ・子どもや青少年のスポーツや身体活動への興味向上と習慣形成を支援する活動
- ・子どもや青少年のスポーツ活動における保護責任、権利保護を支援する活動
- ・国民のスポーツや身体活動への参加支援活動
- ・国民の生涯をとおした身体活動への興味を構築し、健康促進を支援する活動
- ・全国民への平等なスポーツ活動への参加機会を支援する活動
- ・差別撤廃や倫理向上を支援する活動
- ・スポーツにおけるアンチ・ドーピングを支援する活動

(2) アンチ・ドーピングに関する法令

アンチ・ドーピングに関する法令はドーピング禁止法 (the Act Prohibiting Certain Doping Substances : 1991) によって直接的に禁止されているが、近接の医薬品法 (the Medical Products Act : 1992)、食糧品法 (the Food Act:1971)、催眠薬 (罰則) 法 (the Narcotic Drugs (Penalties) Act:1968)、製品輸入 (罰則) 法 (the Smuggling of Goods (Penalties) Act : 2000) などによっても禁止されている。

(3) ボクシングなどの格闘技の興行に関する法律

スウェーデンでは、安全面への配慮から、1969年以来、「プロボクシングの禁止に関する法律」(Lag (1969:612) om förbud mot professionell boxning) によって、プロボクシングの興行が禁止されてきたが、2006年に「特定の格闘技の競技会の認可に関する法律」(Lag (2006:1006) om tillståndsplikt för vissa kampsportsmatcher) を制定し、一部を条件つきで認めるようになった。

4. スポーツ関連予算、財源、税制

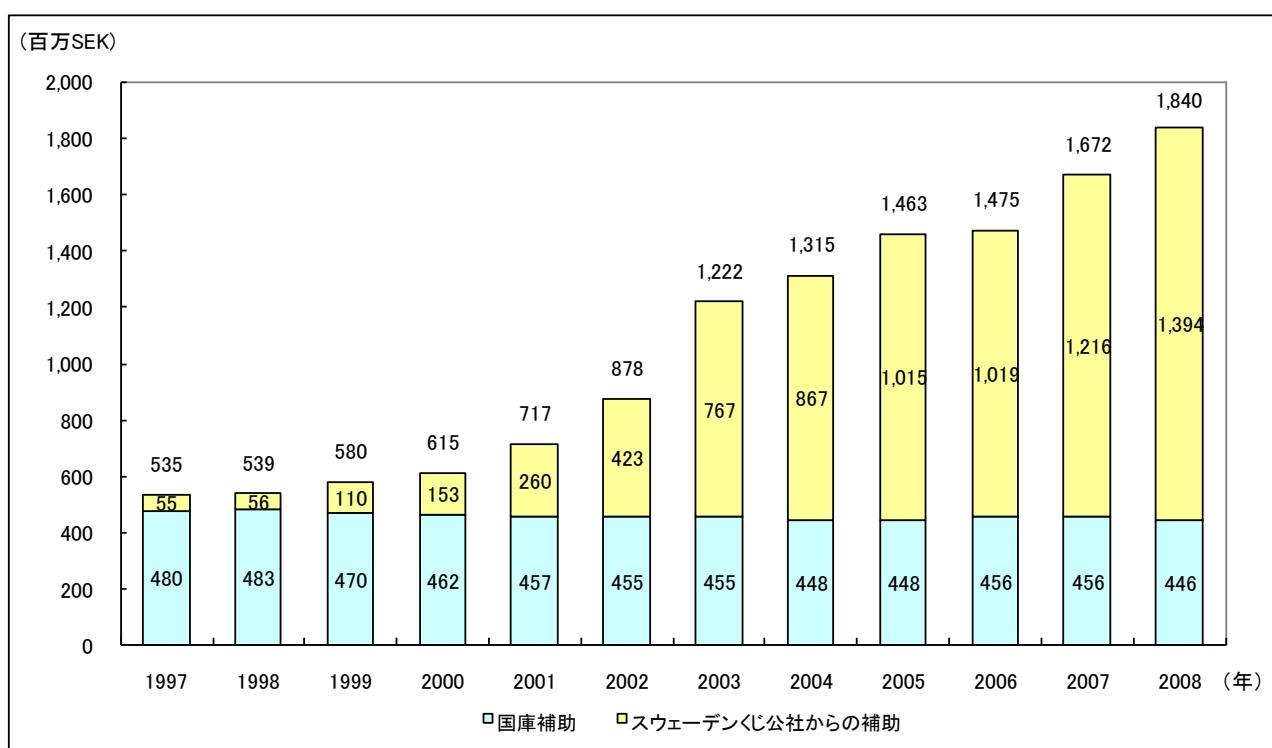
(1) スポーツ関連予算

1) 国家予算

文化省の2011年度のスポーツ関連予算は17億500万スウェーデンクローネ（以下SEK、約255億7,500万円）である。

スポーツ予算はスウェーデン・スポーツ連合をとおしてスポーツ団体に配分される。政府からのスポーツの補助金は、宝くじやサッカーくじなど、スウェーデン国内の賭博を管轄するスウェーデンくじ公社（Svenska Spel）の収益からの配分に依存している。2007年までは、国庫補助金とあわせて、収益金の一定割合をスポーツに配分する形がとられていたが、2009年以降は、くじの収益も一度国庫に入れられ、総額およそ17億SEK（約255億円）がスポーツに配分されている。図表S-4には、1997年から2008年までの国からのスポーツへの補助金の推移を示した。※1SEK=15円で換算

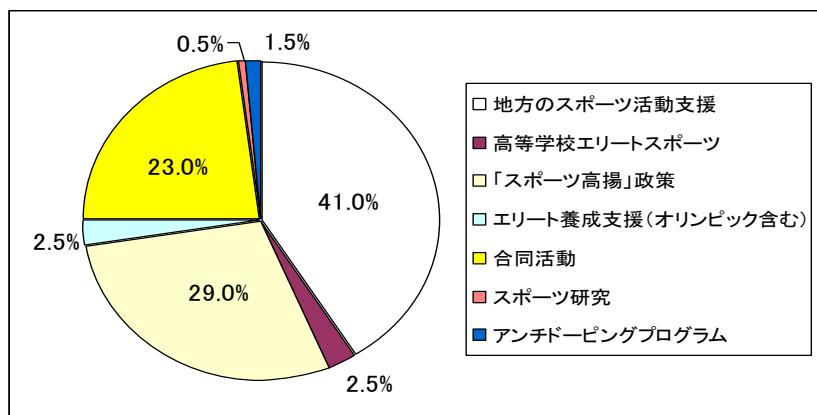
図表S-4 国からのスポーツへの補助金の年次推移（1997～2008）



出典：スウェーデン政府資料（Föreningsfostran och tävlingsfostran – En utvärdering av statens stöd till idrotten:SOU 2008:59）

使途の内訳は、地方のスポーツ活動支援に41.0%、次いで「スポーツ高揚」（Lift for Sport）政策（後述）に29.0%、そして合同活動（海外からの招致、各競技団体へ）に23.0%である。その他高等学校エリートスポーツ、オリンピックを含むエリート養成支援、スポーツ研究、アンチ・ドーピングなどである。

図表 S-5 国からのスポーツへの補助金の使途



出典：スウェーデン・スポーツ連合資料（2011）

2) 地方自治体の関連予算

スポーツに関する公的資金では、地方自治体の財源が最も大きな割合を占めており、およそ 35 億 SEK（約 525 億円）がスポーツ施設の維持費にあてられている。学生、地方のスポーツクラブのアスリート、その他の地域住民のために質の高いスポーツ施設を提供することは地方自治体の役割である。

（2）財源

スウェーデンにおけるスポーツ分野の収入源は大きくは 3 つに分かれる。第 1 は国や地方自治体からである。これはスポーツ施設、クラブ運営、プロジェクトなどへの支援である。第 2 は民間セクターからである。これはスポンサー、観戦料、宝くじなどである。そして第 3 はボランタリーセクターで会費、ボランタリー奉仕などである。

1) スポーツくじ等による財源

政府の許可を受けて国内の賭博を行うスウェーデンくじ公社では、スポーツくじ（サッカー、競馬、ドッグレース）や宝くじ、ゲーム機（カジノ、スロットマシーン）などの収益を社会に還元している。近年ヨーロッパ圏内でインターネットを通じたくじが流行している影響で、国内のくじの売上げが減少している。国税当局も対応を検討しているが、EU 各国共通の課題となっている。

非営利法人であるスポーツ連盟やクラブは組織の中で独自のくじを売り、活動資金とすることができるため、毎週、クラブの代表者たちが BingoLotto (Lottery) を販売する。この売上げで各クラブは政府からの補助金の減少を補填している。それらは平均してクラブの収入の 6% を占めている。なお、自治体独自のくじは禁止されている。

2) 民間資金導入の現状

スウェーデンのスポーツ団体の多くは、政府や地方自治体からの補助金のほか、会員からの会費（20%）、入会費、くじやバザーなどの収入で運営されている。一部のスポーツ団体では、ラジオやテレビとの契約やスポンサー料（9%）もある。平均して、国や自治体からの補助金は収入の 3 割程度であり、残りは会費収入や事業収入などで賄っている。

（3）税制

非営利法人は消費税 25% の免除が受けられる。スポーツ連盟、各スポーツクラブはこの適用を受けられる。しかし法律違反などを犯した場合、この免除規定が外されることもある。

II スポーツ政策の施策事業

1. スポーツ基本計画

(1) 21世紀のスポーツ政策 (A Sport Policy for the 21st Century)

近年のスポーツ政策はスウェーデン・スポーツ連合や地方自治体に委譲しており、国レベルの独自のものは少ないが、1999年には「21世紀のスポーツ政策 (A Sport Policy for the 21st Century)」を提起し、国民の健康促進、スポーツ運動の促進、そしてエリートスポーツ（国民の娯楽としても）の振興を基本とした。

2000年代に入って、政府支援は急速に拡大しており、特にくじ公社の収益金からの補助は急速に伸張している。これに対しては他の福祉領域からの異論も発せられたが、スポーツ団体は、宝くじやギャンブルからの補助金（政府経由）は不安定である旨、当初から異議を唱えていたこともあり、2007年5月の同連合の総会では、国民総生産（GNP）の0.1%を要求する旨決定した。

2. スポーツ振興施策

(1) 生涯スポーツ振興施策

1) 子どものスポーツ振興に関する施策

①スポーツ高揚 (Lift for Sport)

2002年、社会民主党政権は「スウェーデンの子ども・青少年との金の握手 (a golden handshake for Sweden's children and youth、通称' Handshake')」を設定し、従来のスポーツ予算に10億SEK（約150億円）を追加した。これは学校との連携のもとでより多くの国民や少女たちのスポーツ参加を促進するものであった。その後、2007年に政権を奪取した非社会主義党連合（保守系）はこれを継承して「スポーツ高揚 (Lift for Sport)」政策を掲げ、年間5億SEK（約75億円）、4年間で20億SEKを支出した。

その政策遂行のための条件整備として次の4点が強調された。

- | | |
|--------------|----------------------|
| ・競技団体とクラブの発展 | ・スポーツ施設と諸活動へのアクセスの増加 |
| ・リーダーの発展と育成 | ・学校との連携 |

この結果、2年目には次のような成果を得た。

- | |
|--------------------------------|
| ・9,400 クラブが何らかの資金援助を得た |
| ・68万2,000人の子どもや青少年がスポーツ活動に参加した |
| ・6万1,000人のリーダーがいろいろなプログラムに参加した |
| ・1万8,000人の新たなるリーダーが生まれた |

子ども、青少年スポーツの振興は、2000年代前半からイングランドなどでも重点施策となっている。この背景には子どもの肥満対策を中心とする健康促進、子どもの外遊びからの乖離、つまりテレビゲームの普及に伴う引きこもりや人間関係の脆弱化などがあり、ヨーロッパ諸国に共通する課題の大きさを示している。

2) 女性のスポーツ振興に関する施策

国として女性政策、マイノリティ政策の特別なプロジェクトはないが、スウェーデンにおけるスポーツ人口の44%は女性である。（もちろんスポーツによっての男女差はある。たとえばアイスホッケー、レスリング、ウェイトリフティング、オートバイなどでは男性が、体操、乗馬、フィギュアスケートでは女性の参加率が高い。）地域の団体では女性の執行委員の割合は43%であるが、国内統括団体では26%に過ぎない。国レベルでの課題化がなされていないのは、一般的な女性の社会参加政策が多様に行われているためとみられる。

3) 学校体育施策

9年間の義務教育の間に、すべての生徒は、スポーツと健康を必修科目として少なくとも390時間は受けることになっている。これは、1週間に1時間か2時間にあたる。スウェーデンの小、中学校では、スポーツと健康は別の科目で扱われている。子どもたちは自分たちの身体的トレーニングに責任をもち、フィットネス、スポーツおよび野外活動への興味を増すようになる。スウェーデン・スポーツ連合は、授業数を増やすことなどにより、スウェーデンの学校におけるスポーツ環境を改善することを求めている。

(2) 国際競技力向上施策

1) 競技力向上施策

近年、国もエリートスポーツを重視しはじめており、以下のレベルでのサポート体制を取っている。

- ・ナショナルチームへの支援：

国際的な活躍の程度によって、あるいは国際大会への備えがあるかによって支援を決める。つまり現在、メダルの獲得を期待できる選手に対して与えられる支援である。

- ・特定選手への支援：

将来メダルを取れそうな選手に対してたとえば年10万SEK（約150万円）を、競技団体をとおして支給する。

- ・複合的支援（トレーニング、スポーツ心理学、スポーツ栄養学そしてスポーツ医学）

①スポーツ養成センター

スポーツ養成センターはサービスステーションと呼ばれ、各競技団体、トレーナー、アスリートの養成を支援している。これらのセンターは、アスリートの養成や測定などを目的とした施設であることから、スポーツ活動にとって、条件のよい施設がある自治体や、調査と開発に積極的に取り組む大学のある自治体に置かれている。

サービスステーションは全部で8ヵ所あるが、スウェーデンの北から南まで、立地条件に合わせて均等に設置され、競技団体の活動を支援している。

②スポーツ高校

高等学校の中には、トップクラスのスポーツトレーニングのための特別な時間を取りができるクラスを設けているところもある。このようなスポーツ高等学校は、スウェーデン国内に60校あり、32のスポーツ種目が実施されている。すべてが公立高校で、全国におよそ1,300人の生徒がいる。生徒数が多いのは、スキー、陸上競技、オリエンテーリング、アイスホッケー、バスケットボール、サッカー、フロアボール、バレーボールなどである。スポーツの才能をもつ青少年たちにとって、このスポーツクラスは大変重要となる。主な意図としては、青少年たちがエリートのスポーツ活動と教育を両立させることを手助けすること、若いアスリートたちによりよいトレーニングの場と機会を提供することである。

スポーツ高等学校の生徒は、通常の学校のプログラムを受けると同時に、1週間の修業時間の中の5時間をスポーツに対する関心を高めるために費やす。

海外遠征や合宿等で修学が3年間で修了する見込みが立たない場合には、あらかじめカリキュラムを調整し、4年間で卒業できるようにする。このシステムは1978年から採用されている

原則として、誰もがスポーツ高等学校へ入学する権利が与えられている。しかし、選考は、各スポーツで要求されるレベルでの評価を考慮に入れ、国内統括団体によって執り行われる。この特別なスポーツ教育は、スウェーデンの議会によって認可されている。そして、数々の世界チャンピオンやオ

リンピックのゴールドメダリストといった成功者を輩出している。またスポーツ団体、地方自治体、企業や研究所で働く、スポーツや余暇推進のスタッフも養成している。

③高等教育機関

大学では、アスリートが学業とスポーツを両立できるよう支援する。大学在学中のスポーツ活動支援として、次のような方法が行われる。

- ・ スポーツをする学生の条件を整えるために、連絡員と指導者を紹介する
- ・ 可能な限り情報を提供し試験を受ける機会を増やす
- ・ 特定の大学に優先権を与える
- ・ 教育の助成金を配分する。現在、ナショナルチームのレベルにある約 100 人のアスリート 1 人につき 2 万 SEK (約 30 万円) の助成金を支給

2) スポーツ指導者関連施策

①スポーツ指導者養成制度

スウェーデンには現在 62 万人のスポーツ指導者（リーダー、コーチ、トレーナー、執行委員）がいる。そのうちの 21 万 2,000 人が女性である。ここにも女性参加の高さが示されている。リーダーのほとんどは無報酬である。これらボランティアリーダーに、公共サービスで定められた額の謝金を支払った場合、年間 80 億 SEK (約 1,200 億円) かかると試算されている。スウェーデンの地域スポーツはこうしたボランタリズムとクラブの自立・自治を基本として成立している。これらのスポーツ指導者養成はスウェーデン・スポーツ連合が各競技団体と連携して進めている。毎年およそ 20 万人が、質の高いリーダーとなることやクラブを発展させることを目的に、何らかの教育研修プログラムに参加している。この養成は後述するスウェーデン・スポーツ教育研究協会 (SISU) や専門の高等学校ないし大学でも行われている。

(3) スポーツの保護関連施策

1) ドーピングに関する施策

スウェーデンのアンチ・ドーピング組織体制は主にスウェーデン・スポーツ連合のドーピング委員会が担っている。スウェーデンのアンチ・ドーピング活動に対する補助金は 1997 年の 660 万 SEK (約 9,900 万円) から 2000 年には 1,100 万 SEK (約 1 億 6,500 円)、2003 年には 2,000 万 SEK (約 3 億円) と大幅に増加している。ドーピング検査件数の増加と教育の普及などにより、違反者の割合は 1990 年代に比べて減少している。

2) スポーツ紛争解決制度

スウェーデン・スポーツ連合の中にスウェーデン・スポーツ高等裁判所 (the Swedish Supreme Sports Tribunal) が設けられており、競技団体が下す決定・裁定に対する異議の申し立てなどを受け付けている。

3. スポーツ政策の構造および体系

スウェーデン・スポーツ連合はスポーツの概念を次のように規定している。

「スポーツとは体力育成、面白さの追求あるいは快適さの感覚を経験する身体活動である。そこではトレーニング、面白さ、競争そして表現を追究する。」

スポーツ政策がスポーツ独自の文化としての追究よりも、福祉国家のより上位の課題、たとえば国民の健康維持、青少年の自己表現、人間関係の形成などの達成の手段として位置付けられている。とはいって、その位置付けは高く、国や自治体においても多額の援助を行っている。

III スポーツ関連団体組織とスポーツ政策の関係

1. 国内のスポーツ統括団体

(1) スウェーデン・スポーツ連合 (Sveriges Riksidrottsförbund : RF)

①設立背景・特徴

スウェーデン・スポーツ連合は法律によって文化省から権限委譲された独立行政法人 (quasi-authority) であり、政府からの補助を受けてはいるが、自立した組織であり、スウェーデンのスポーツ全体を統括している。同連合は傘下の連盟を代表して、行政機関や政策者などとの連絡・調整を行う。また、スポーツ界の過度な管理業務の軽減や、スポーツがより多くの活動資金を得られるよう、有利な契約を交わすための交渉なども行う。また、政府から権限委譲された国内スポーツ振興の全般、つまりスポーツ政策の策定、その執行、そして各競技団体への補助、さらに競技団体からの活動報告の受理などを司る。

②組織構成

同連合の組織は、頂点に各種目の国内統括団体等 (70 団体) と同連合の支部にあたる地域連盟 (21 団体)、中間に各スポーツの地域連盟 (1,000 団体)、下部に地域スポーツクラブという 3 層のピラミッド構造になっている (図表 S-6)。各スポーツの地域連盟 (Special District Federations : SF) は、各地で競技会を組織する。ここに約 2 万を超えるクラブ、約 7,000 の企業スポーツクラブが参加している。そうして同連合全体では約 300 万人以上の会員で組織されている。政府は同連合や頂点の全国組織を介し中間と下部とコミュニケーションを図っている。ただし、スポーツ組織側の自治を保証する観点から政府はそれらの組織には介入せずに財政援助をすることにとどまる。

スウェーデン・スポーツ連合の総会は 2 年ごとに開催され、方針の決定と執行委員を選出する。総会は傘下の 70 競技団体からの 185 人の代議員と 21 地域連盟から 1 人ずつの代議員、合計 206 人で組織される。代議員数は団体の規模で決定され、たとえばサッカー連盟などの構成員の大きな団体からは 7 人、小さな団体からは 1 人という具合になっている。スポーツ界の「政府」と言われる理事会の任期は総会までの 2 年間で、11 人の執行委員で執り行われる。同連合の機構は以下の 7 部門で、現在 89 人のスタッフがいる。

- | | | |
|---------------|-------------|----------|
| ・パブリックアフェアーズ部 | ・コミュニケーション部 | ・スポーツ発展部 |
| ・庶務部 | ・統計部 | ・研究部 |
| ・アンチ・ドーピング部 | | |

③予算

文化省の 2011 年度のスポーツ予算は、17 億 500 万 SEK (約 255 億 7,500 万円) であり、同連合をとおしてスポーツ団体に配分される。

同連合はさらに、コンピュータサービス、財務、調査、法務、国際協力など、個々の競技団体では対応が難しい領域の問題にも対処する。

同連合が進めるスウェーデンのスポーツ運動の総体的な目標は以下のとおりである。

- | |
|----------------------------------|
| ・競技団体内でのエリートスポーツとスポーツ・フォー・オールの両立 |
| ・スポーツ運動の自立性の保持 |
| ・非営利の保持 |
| ・民主主義の徹底 |
| ・ボランティアのリーダーシップを基盤とする |
| ・すべての人を開かれている |
| ・国や社会からの補助の確保 |

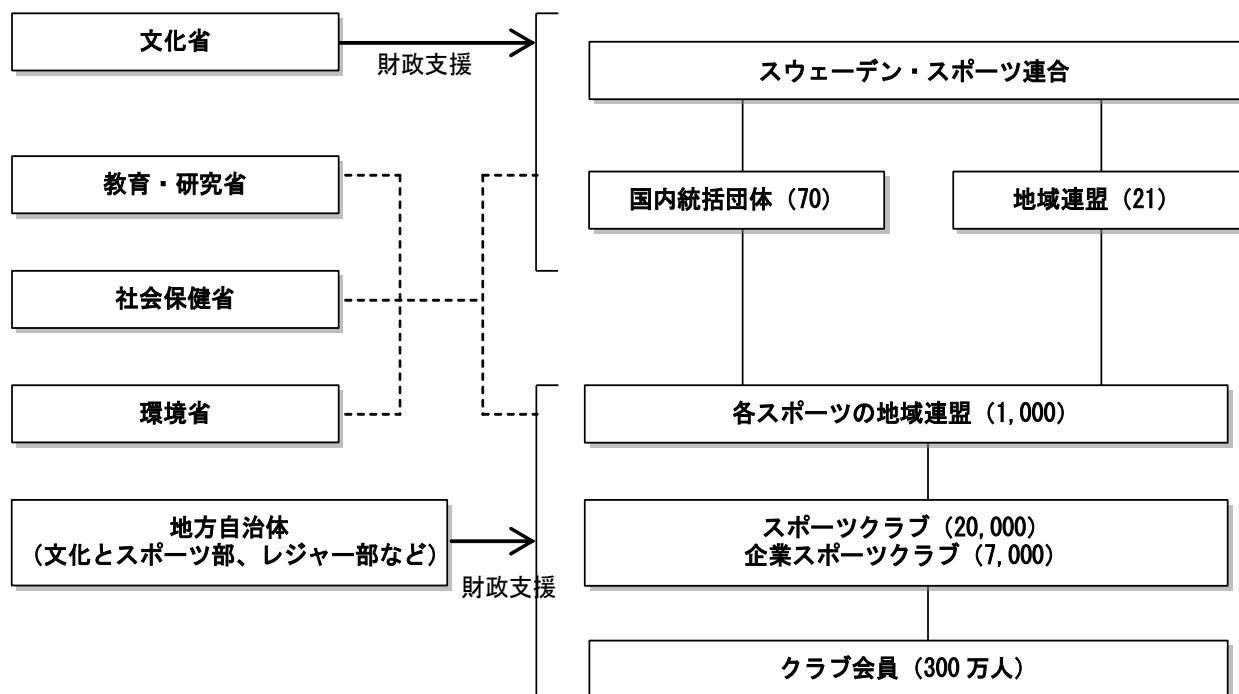
それらの目標追求のために、以下のような役割を担っている。

- ・国内スポーツの戦略的調整をする
- ・スポーツでのオピニオンリーダーとして活動する
- ・スポーツ行政の国際的なネットワークを確立する
- ・スウェーデンのスポーツ運動の調査と発展を追求する
- ・国内のスポーツ団体を支援する

具体的には以下の活動を行う。

- ・諸機関や政治家そして社会に対してメンバーを代表して活動する
- ・国家補助をスポーツに配分する
- ・スポーツ関連の研究を率先し、調整する
- ・アンチ・ドーピング活動をする
- ・国際活動を調整し、時には国を代表する
- ・エリートスポーツ分野の責任をもつ

図表 S-6 スウェーデンのスポーツ組織体制図



出典：スウェーデン・スポーツ連合資料（2011）などより作成

（2）スウェーデンオリンピック委員会（The Swedish Olympic Committee : SOC）

①組織構成

スウェーデンオリンピック委員会には、夏季・冬季オリンピックの36競技団体とその他の14競技団体が加盟している。同委員会の理事会は4年ごとに選出される。議長1人、理事8人、そして国際オリンピック委員会（IOC）の規定によりスウェーデンにいるIOC委員は自動的にその理事になる（民主主義を重視するスウェーデンスポーツにおいて、国内での選出過程を経ていないIOCメンバーをスウェーデンオリンピック委員会の理事に自動的に配置することは矛盾であり、問題視されることもある）。同委員会の総会は、スウェーデン・スポーツ連合に加盟する競技団体の代表で構成され、各団体の投票権は平等に1票である。

②予算

財政は国からのエリートスポーツ支援が主であるが、多くのスポンサー収入もある。スウェーデンオリンピック委員会の組織経営への国庫補助金は2003年以降、300万SEK（約4,500万円）で横ばいであるが、選手養成・支援プログラムは2000年の1,000万SEK（約1億5,000万円）から2006年に2,300万SEK（約3億4,500万円）へ大きく増加した。そして総計でも2000年の2,910万SEK（約4億3,650万円）から2007年の4,000万SEK（約6億円）へと増加した。

③その他

スウェーデンオリンピック委員会の主な役割は以下のとおりである。

- ・オリンピックへのスウェーデンチームの派遣
- ・オリンピックへの参加準備
- ・エリート選手の養成
- ・国際的連携
- ・マーケティングとスポンサーシップ
- ・“競争的なスウェーデンオリンピックチーム”の育成

選手やチームへの支援は3段階に分けられる。第1は5～6年以内にメダルに届く能力を有すると考えられる選手、第2は世界選手権でメダルを獲得した選手やチーム、そして第3はオリンピックの2年前にオリンピックで8位以内に入賞する可能性をもつ選手。そしてこの間に急速に成長した選手はより長期の援助を受けられる。以上のようにレベルに応じて支援の内容が決定される。

また、「エリート選手の養成」では高度なプログラムで選手は次のような援助を受けることができる。

- ・奨学金による財政的援助
- ・仕事や学業への適応のカウンセリング
- ・医学的サポート
- ・人材的支援
- ・諸機能テストの保証
- ・助言サービス
- ・さまざまなキャンプやセミナーへの参加

2012年のロンドンオリンピックでは、1912年の第5回ストックホルム大会から数えて100周年ということもあり、20個のメダル獲得を目指している。

2. その他のスポーツ組織

(1) スウェーデン・スポーツ教育研究協会 (Svenska Idrottsrörelsens Studieförbund : SISU)

スポーツに関するあらゆる教育活動は、文化省の所管するスウェーデン・スポーツ教育研究協会で行われている。リーダー、トレーナー、インストラクター、役員、審判の養成において、スポーツクラブや各スポーツ連盟の要望に応えることが主な目的である。さらに、養成のための幅広い研修プログラムやキャンペーンを実施している。コースとして、「競技力向上」「健康増進」「クラブ運営」があり、毎年6,000クラブから受講生を招いている。

IV 特定スポーツ政策の状況

1. 障害者スポーツ

(1) 障害者スポーツの歴史

スウェーデンで最初に設立されたのは、1913 年のスウェーデンろう者スポーツ連盟 (Svenska Dövidrottsförbundet : SDI) で、現在はスウェーデン・スポーツ連合と、スウェーデン・スポーツ教育研究協会に属する。

戦後、他国と同様に、身体障害、知的障害の障害者のスポーツが大きく発展したスウェーデンは、ノーマライゼーションの 8 つの原理※を提唱したニイリエ・ベングド (Nirje Bengt) を輩出した国であり、障害のある人々が地域社会で、スポーツを含めた社会活動に参加することが推奨されてきた国である。ノーマライゼーションは、いわば知的障害を有する人々の関係者から提唱された考え方でもあったため、一部の身体障害者の間には、障害者に関わるスタッフのための職務倫理的なものにすぎないのではないかといった批判もある。とはいっても、スポーツ大会に出場するのであれば、たとえばスポーツに適した格好いいユニフォームを着用し試合に出場するなどもノーマライゼーションの考え方の 1 つとして捉えられ、ニイリエがいう市民が経験する「あたりまえの」生活を、スポーツにも適用しようと試みてきた歴史がある。この考え方は、ノーマライゼーションという概念が世界に広まるに従って、世界の障害者スポーツの関係者にも影響を及ぼした。なお、ノーマライゼーションは、1950 年代にデンマークのバンクミケルセンによってはじめて用いられたが、スウェーデンのニイリエによって概念が発達してきたといえる。また、ニイリエ自身も、2006 年に死去するまで、障害者スポーツ（特に知的障害者）に長きに関わっており、1960 年代半ばにスウェーデン障害者スポーツ協会 (Svenska Handikapp Idrotts Förbundet : SHIF) の設立に向けた話し合いにも加わっている。その際には、さまざまな障害種別が歩み寄り、協働し合うための話し合いが行われ、こうした議論が同協会の設立構想に反映された。

身体障害者のスポーツについては、1964 年の東京パラリンピックにはじめて 1 人のアーチェリー選手を派遣し、銅メダルを 1 個獲得している。以後、パラリンピック大会には継続して出場し、東京パラリンピック出場の 5 年後にあたる 1969 年、スウェーデン障害者スポーツ協会を設立し、スウェーデン・スポーツ連合の 50 番目の加盟組織となった。1971 年には、この年から国際ストーク・マンデビル大会に導入された 2 部リーグの大会に出場。スウェーデン代表の車いすバスケットボール男子チームは、2 部リーグ（下位グループ）にて優勝した。過去にパラリンピックを誘致したのは、1976 年の冬季エルンシュルツビク・パラリンピックであり、メダル獲得総数 20 個、総合 5 位となった。1984 年の夏季ニューヨーク・パラリンピックにて、メダル獲得総数 157 個、総合 4 位と過去最高の成績を残した。1990 年代以降は、夏季・冬季ともに総合成績 19~29 位あたりに留まっている。

スウェーデンは、デンマークと同じように、ろう者以外の障害種別をとりまとめるスウェーデン障害者スポーツ協会が、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別を超えてスポーツ推進につとめ、またパラリンピックとスペシャルオリンピックスに対しても責任をもつ。

国立スポーツ博物館内に 2007 年に発足した歴史バリアフリー協会によって、スウェーデンの障害者スポーツ史をまとめた作業が行われた。図表 S-7 は、その資料をもとに障害者スポーツの歴史を整理したものである。

※ (1) 1 日のノーマルなリズム、(2) 1 週間のノーマルなリズム、(3) 1 年間のノーマルなリズム、
(4) ライフサイクルにおけるノーマルな発達的経験、(5) ノーマルな個人の尊厳と自己決定権、
(6) その文化におけるノーマルな性的関係、(7) その社会におけるノーマルな経済水準とそれを得る権利、
(8) その地域におけるノーマルな環境形態と水準

図表 S-7 スウェーデンにおける障害者スポーツの歴史

年	事項	コメント
1913年	スウェーデンろう者スポーツ連盟	設立
1950年代～1960年代	スカンジナビア半島にてノーマライゼーションの概念の起り	
1964年	東京パラリンピック出場	初の銅メダル
1969年	SHIFの設立	
1976年	冬季エルンシュルツビク・パラリンピック	パラリンピックの招致
1984年	夏季ニューヨーク・パラリンピック	過去最高の成績を収める
1989年	ボウリング協会が障害者ボウリングを統合	
1991年	バスケットボール協会が障害者バスケットボールを統合	

出典：スウェーデン歴史バリアフリー協会資料（2011）

（2）障害者の現状

経済協力開発機構（OECD）の2003年の比較調査報告によれば、スウェーデンの障害者は、OECD加盟国の中で最も多く、障害者として認定されている率は総人口の20%を超える。また、2009年の社会保健省の「障害者政策～機能障害をもつ人々への支援とケア」によれば、16～64歳のうち、何らかの機能障害を有するものは91万9,000人いた。この内訳は、図表S-8のとおり、非常に幅広い機能障害が対象となっている。この報告書には、障害は単純に機能障害だけで説明できるものではないとされており、55万6,000人（総人口の9.5%）が仕事などに影響が出ていると報告している。

図表 S-8 スウェーデンの障害者の内訳（障害別、16～64歳）

肢体不自由	31.9%	心臓疾患	5.2%
喘息・アレルギー	20.2%	聴覚障害	1.8%
精神疾患	9.3%	肺疾患	1.6%
聴覚機能障害	8.6%	てんかん	1.3%
糖尿病	8.0%	知的障害	0.7%
視覚障害	6.2%	言語障害	0.7%
胃腸疾患	5.8%	ADHD・アスペルガーなど	0.2%
関節機能障害	5.6%	その他	7.7%
失読症	5.6%		

出典：スウェーデン社会保健省資料（2009）

（3）障害者スポーツの組織構造

1) 障害者スポーツ担当行政組織

スウェーデンの障害者政策は、社会保健省（Ministry of Health and Social Welfare）の所管であり、子ども・高齢者対策部署が障害者問題に対応している。スウェーデンでは健常者と障害者が一緒に生活するノーマライゼーションが進んでおり、それはスポーツでも同様である。スポーツの管轄は文化省であるが、障害者スポーツに関する特別な部門はない。スウェーデンの福祉国家としての姿勢は、平等性の追求であるから、障害者スポーツを特別に扱うというよりも、通常のクラブでともに楽しむ体制がより強い傾向にある。

スウェーデンのパラリンピック委員会（Sveriges Paralympiska Kommitt : SPK）は、スウェーデン障害者スポーツ協会の中にあり、パラリンピック出場が可能な障害種別とスペシャルオリンピックス

を管轄する。現在 18 競技団体が加盟し、480 スポーツクラブ、21 地区、3 万 7,000 人の会員があり、そのうち 2 万人が活発に活動している。なお、前述したスウェーデン障害者スポーツ協会の設立構想にあったように、他国にみられるような障害種別による加盟団体ではなく、競技種別の団体が加盟団体となっている。

競技団体 (18) : 陸上競技、ボッチャ、カーペット・カーリング、フロアボール、サッカー、ゴールボール、柔道、パワーリフティング、射撃、ショーダウン※、水泳、卓球、車いすダンス、車いすラグビー、アルペックスキー、ノルディックスキー、スレッジホッケー。

※ サウンドテーブルテニスと似たスポーツ

2) 障害者スポーツ団体

①スウェーデン障害者スポーツ協会 (SHIF)・スウェーデンパラリンピック委員会 (SPK)

スウェーデン障害者スポーツ協会とスウェーデンパラリンピック委員会は、スウェーデン・スポーツ連合の 50 番目の加盟組織である。それぞれ次の 4 つの役割をもっている。

- SHIF・SPK の枠組みの中での日々の活動
- SHIF・SPK に加盟する 18 競技団体と、その他障害者スポーツ部門がある 15 団体の統括
- SPK はパラリンピック種目とその他 8 種目に責任をもつ
- スウェーデンにおけるスペシャルオリンピックスのリーダーとしての責任をもつ

スウェーデン障害者スポーツ協会およびスウェーデンパラリンピック委員会は、パラリンピックに参加するスウェーデン選手の選出と派遣に責任をもっている。政府からのパラリンピックへの補助金は漸減している。一方、タレント養成では 2002 年以降横ばいである。合計額では 2004 年の 750 万 SEK (約 1 億 1,250 万円) を頂点としてその後は 550 万 SEK (約 8,250 万円) で横ばいである。

SHIF は、「障害者スポーツ (Handikapp Idrotts)」という雑誌を年間 6 回発行している。この雑誌は、スウェーデン国内の選手の活躍など、障害者スポーツに関するさまざまな話題を提供している。会員は 100 SEK (非会員は 250 SEK) で購読できる。

さらにスウェーデン障害者スポーツ協会は、14~16 歳の将来有望な障害をもつ選手、また視覚障害者を対象としたものなど、さまざまな助成金をウェブサイトで紹介している。

②スウェーデンろう者スポーツ連盟 (SDI)

スウェーデンろう者スポーツ連盟は、スウェーデン障害者スポーツ協会と同様に、スウェーデン・スポーツ連合に加盟している。現在、5,500 人の会員と 38 のクラブが登録している。会員登録を行う場合は、年間 300SEK を支払う。

スウェーデンろう者スポーツ連盟が示すエリートスポーツ推進の枠組みには、4 つの段階が示されている。

- 世界大会 (デフリンピックなど) でメダルを獲得すると思われているもの
- メダルを獲得するであろう可能性があるもの
- 国際大会の経験が少ない若い選手など
- 競技スポーツよりも生涯スポーツを楽しむもの

(4) 障害者スポーツ関連法と基本政策

1) 社会サービス法 (Socialtjänstlagen : 1980:620, 現在は新法2001:453)

1980年に制定された「社会サービス法 (Socialtjänstlagen: 1980:620, 現在は新法2001:453)」は、それまでの受給者を受動的な立場においていた古い社会福祉政策を根本的に改め、新たに平等、社会連帯、民主主義を目的とし、個人が自己決定権をもち、それを尊重するものにした。この法は、障害をもつ個人がスポーツ活動に個人の意思と決定により参加することを保障する政策である。

さらに、この法律を具体化するものとして、2000年に出された障害者政策国家行動計画（患者から市民へ）(From Patient to Citizen: A national action plan for disability policy) は、国会で決議され、スポーツという社会生活も含めた障害者の社会権を保障するものとして、重要視されている。

2) 重度障害者に対する特定の機能障害者に対する援助およびサービスに関する法律

(Lag om stöd och service till visa funktionshindrade : LSS法, 1993:387)

社会サービス法に加えて、重度障害者や知的障害者の自己決定権の強化をうたった、「重度障害者に対する特定の機能障害者に対する援助およびサービスに関する法律 (Lag om stöd och service till visa funktionshindrade : LSS 法, 1993:387)」や「アシスタント補償法 (Lag om assitansersättning : LASS 法, 1993:389)」（知的障害者ケア改革）なども関連法としてあげられる。

2. ナショナルスタジアム

1912年ストックホルムオリンピックスタジアムを含めて、国立のスタジアムはない。スウェーデンの自治体は相対的には裕福であり、自治性も高く、施設を多く所有している。

3. ナショナルトレーニングセンター（NTC）および強化拠点施設

（1）ボースン・スポーツセンター

ストックホルム郊外のボースンに、スウェーデン・スポーツ連合が所有する総合スポーツセンターがあり、ここがスウェーデンの競技力向上とスポーツ教育の拠点となっている。

この施設には3つのプログラムがある。

○ボースン・スポーツセンター

各競技団体やスウェーデンオリンピック委員会との緊密な連携のもと、心理学、生理学、動作分析、医学など、スポーツ医科学の最新の知見に基づく多様なプログラムをチームや選手に提供し、競技力向上を支援している。

○ボースン・教育センター

寄宿舎を備え、180人の生徒がスポーツと学業と両立した生活を送っている。生徒の半分はトップ選手である。スポーツの指導者や管理者の養成を行っており、運営はスウェーデン・スポーツ教育研究協会が担っている。リーダー、トレーナー、コーチ、審判のための高度なプログラムが提供されている。ここはスポーツの特別訓練課程であり、一般の大学レベルの資格を取れるわけではない。

○ボースン・カンファレンスセンター

大小さまざまな規模の会議室、90人収容のレストラン、最大3,000人を収容するスペースを備え、会議やイベントなどの会場として活用されている。

（2）スウェーデン障害者スポーツ振興施設（Swedish Development Centre for Disability Sport : SUH）

ストックホルムから北上し2時間ほどの町、ボルナスにこの施設がある。ここでは、リハビリテーションを目的とした身体運動から、生涯スポーツ、競技スポーツに至るまで、また初心者からトップ選手までのあらゆる競技レベル、さらにはあらゆる障害種別にも対応し、障害者のスポーツを推進している。スウェーデン障害者スポーツ振興施設は、以下の主な事業に取り組む。国内外の関係機関、大学、企業などと連携を取っている。

- ・研究開発事業
- ・スポーツや障害に関する情報の収集、および情報提供
- ・障害者スポーツの器具や技術開発
- ・障害者スポーツに関わる教育プログラム、トレーニングの開発
- ・競技選手やマネージャー、コーチなど、パラリンピックに関わる事業の支援、および開発支援

V まとめ

北欧の福祉国家はノルウェー、デンマーク、スウェーデンの3国を意味するが、それぞれの福祉国家における福祉のあり方は多くの共通性と同時に差異性も存在する。それはスポーツ政策においても同様である。

スウェーデンのスポーツ政策もまたその共通性の1つであるが、スポーツ政策は福祉国家政策の一環に組み込まれていることである。

1. 福祉国家において国民の健康は優先的課題である。スポーツもまた福祉の一環であるが、むしろ二次的であり、国民の健康の促進の手段として位置付けられている。とはいえ、スポーツ政策もまた国家あるいは自治体からの多大な助成を受けている。
2. 福祉国家におけるコーポラティズム、つまり国と企業と労働組合の共同、協議による政策の策定、推進の体制は、スポーツ政策においても踏襲されている。つまり、国は財政援助をするが、政策の主体はスウェーデン・スポーツ連合に権限委譲している。つまりここで、競技団体側は援助を受けるが自治を保持している。そしてこの関係はスポーツ連盟の上部と下部の関係においても貫徹している。また、スポーツ連盟やスポーツクラブ内における運営の民主性がつとに強調されている。この点でスウェーデンのスポーツ体制の基本は「大きな公的補助を伴った、スポーツ組織の自立性と民主性」である。
3. 国家の側からのスポーツ政策として、具体的な、指定された予算名目を伴った子ども・青少年のスポーツ振興がある。その背後にはスウェーデンでも子ども・青少年の運動不足と肥満、人間関係の欠落による諸問題など、先進国に共通する課題を抱えている。それに対して、大きな政策が特別に採用されている。
4. 国全体のスポーツ政策の重点は、スポーツ・フォー・オールつまり国民のスポーツ活動への参加増である。そのためにスポーツ連盟、スポーツクラブには国と地方自治体の両面からの補助がある。
5. 一方、エリートスポーツ施策については、スウェーデン・スポーツ連合などが中心となって推進策が展開されているが、諸外国に比べると余り重要視されていないように思われる。
6. スポーツ施設の70%は自治体所有であり、そうした施設建設はすべて自治体の責任である。国立のスポーツ施設は一切存在しない。自治体からクラブへの補助もクラブの活動費とともに施設維持費への補助が大きな割合を占める。
7. この国の非営利法人は税率25%の消費税を免税されている。スポーツ連盟、クラブもまた非営利法人として承認されている。しかし違法行為があればその適用は除外される。
8. 福祉国家政策は国民の労働条件においても大きく保証されており、スポーツ参加に必須の余暇時間もまた保証されている。週40時間労働であるが、育児休業の保証や有給休暇の完全実施などが実施されている。
9. 福祉国家政策の一環として、国民の平等参加が重視されている。つまり女性、障害者、子ども、移民、高齢者など、いわゆる社会的弱者といわれる人たちへの生活全般への補助体制が確立していることから、女性のスポーツ参加はほぼ男性と同等に近い。また障害者スポーツも、障害者スポーツ組織もあるが、健常者のクラブ内にも多く障害者部門が存在し、日常的にノーマライゼーションが進んでいる。
10. スウェーデンは福祉を重視しながら大いに経済発展も成し遂げている国家として評価されている。国際的にも大きなブランド名のスウェーデン企業の進出も盛んである。こうした背景に、「国民にゆとりがあればよい仕事が出来る」という堅い心情がある。こうした信念がこの国のスポーツを支えている。

【 参考文献・資料 】

- Alan Bairner (2010), What's Scandinavian about Scandinavian sport?, *Sport in Society*, 13:4, pp.734–743, Routledge.
- 文化省ウェブサイト. <http://kum.dk/>
- Nils Asle Bergsgard, Johan R. Norberg (2010), Sports policy and politics •the Scandinavian way, *Sport in Society*, 13:4, pp.567–582, Routledge.
- ニイリエ・ベンクト (2004)『ノーマライゼーションの原理 普遍化と社会変革を求めて、新訂版』河東田博・橋本由紀子・杉田穏子・和泉とみ代訳、現代書館。
- Paul Sjöblom, Josef Fahlen (2010) The survival of the fittest : ontensification, totalization and homogenization in Swedish competitive sport, *Sport in Society*, 13:4, pp.704–714, Routledge.
- Project on Compliance with Commitments with the Anti-Doping Convention (T-DO) (2003) Auto-Evaluation Report by Sweden, T-DO.
- スウェーデン・スポーツ教育研究協会ウェブサイト. <http://www.sisuidrottsutbildarna.se/>
- スウェーデン・スポーツ連合ウェブサイト. <http://www.rf.se/>
- スウェーデン・スポーツ連合(2002) Sport in Sweden.
- スウェーデン政府ウェブサイト. <http://www.sweden.gov.se/sb/d/9352/a/153864>
- SOU (Statens Offentliga Utredningar) (2008)「協会教育と競争教育：スポーツへの国家支援の評価
Foreningsfostran och tavlingsfostran: En utvärdering av statens stod till idrotten」
- スウェーデン障害者スポーツ協会ウェブサイト. http://www.handikappidrott.se/ImageVaultFiles/id_941/cf_24/Förbundsstadgar.PDF
- スウェーデン障害者スポーツ協会 / スウェーデンパラリンピック委員会定款 (2009).